

## (声明)ジョン・マーク・ラムザイヤー氏の部落問題に関する論文について

2021年8月4日 公益社団法人部落問題研究所理事会・研究委員会

ハーバード大学ロースクール教授のジョン・マーク・ラムザイヤー氏が部落問題に関する次の2つの論文を学術誌に発表している。

J. Mark Ramseyer and Eric B. Rasmusen “Outcaste Politics and Organized Crime in Japan: The Effect of Terminating Ethnic Subsidies, *Journal of Empirical Legal Studies* 15-1 2018.3 (「日本におけるアウトカースト政治への組織化された犯罪—エスニック補助金終結の効果」『経験的法的研究』15-1) 【第1論文と記す】

J. Mark Ramseyer “On the Invention of Identity Politics: The Buraku Outcasts in Japan, *Review of Law and Economics* 16-2 2019.11 (「アイデンティティ政治のねつ造について—日本における部落民—」『法と経済の批評』16-2)【第2論文と記す】

これらのラムザイヤー論文は、英語圏にあらわれた部落問題に関する最悪の歴史修正主義といふべきものである。戦後、部落問題をはじめとする人権問題に関する学術的調査研究と成果の普及活動を行い、日本の民主的発展に寄与することをめざしてきた部落問題研究所として、ラムザイヤー氏の主張を見過ごすことはできない。

### (1)ラムザイヤー論文と不毛な歴史の虚構

部落問題とは、人種問題やユダヤ人差別とは異なり、封建的身分の残滓を主な属性とする日本固有の社会問題である。封建的身分社会では、賤民身分も集落を形成し、諸身分の重層的な構造に組み込まれていた。明治維新によって封建的身分は廃止されたが、資本主義下の貧困問題ともむすびついて、近代日本の地域的格差・差別として形成されたのが部落問題である。その解決は戦後まで続く歴史的課題となった。

ラムザイヤー氏は、部落問題を作為的に「エスニック」集団の問題と性格づけ、部落問題の解決が国民的課題と認識

されて実施された同和对策事業を、その実施過程で起つた否定的事象を理由に有害無益であつたかのように描いている。それは、部落問題解決を現実化させた国民の多年にわたる努力を全面否定するものであり、日本の人権発達史上の重要な成果を否定することを意味する。

第1論文から、ラムザイヤー氏の部落問題に関する論文執筆の動機や意図が見て取れる。

戦後、部落問題の解決過程において、部落解放同盟の朝田善之助らは部落解放運動を分裂させ、部落第一主義の方針のもとに同和对策事業を利権化した。乱脈・不公正な事業や八鹿高校事件などの暴力事件が社会問題化し、政府によつて「えせ同和行為」と表現される事態も発生した。これらの事態は部落問題の解決を阻む「逆流」となつた。ラムザイヤー氏はこれらの諸断片をとらえて、部落解放同盟の一連の活動を暴力団とつながつた「組織化された犯罪」と決めつけ、同和行政を「ゆすり」の戦略によるものと非難している。さらに、旧同和地区を暴力団メンバーの供給源として描きあげている。これは、学術誌を使って旧同和地区住民に誤つたレッテルを貼る行為を行っていることになる。このような手法により、ラムザイヤー氏は、戦前以来の部落解放運動の真面目な潮流とそれを支持する民主的な諸運動、および部落問題解決の条件となつた同和行政の巨大な成果を全面的に否定している。

第2論文では、部落解放同盟・同和行政批判の「たかりの構造」の始原は、架空のアイデンティティーをねつ造した全国水平社にあるとしている。しかし、現在に至る部落問題の歴史的研究の成果に照らして見れば、ラムザイヤー氏の所論はこれまでの研究蓄積の一部をつまみ食いし、自身に都合の悪い研究や史実を無視し、不毛な独断的議論を繰り広げたものであることがあきらかである。なお、架空批判の根拠に、部落住民は江戸時代の貧農に由来するとの理解を提示しているが、それは一面的な議論である。貧農起源説の背景には、国際的な「エスニック補助金」やアフアーマティブ・アクション（積極的格差是正措置）への攻撃の意図が垣間見られ、議論の作為性、虚構性がある。

水平社の創立は部落住民の差別解消をめざす自覚と団結の巨大な第一歩であつた。その歴史的意義は、歴史の全過程のなかで客観的に分析、評価されている。これを架空のアイデンティティーのねつ造などと貶めるのは、歴史研究の名に値しないものである。

## (2) 部落問題の解決過程についての無理解

ラムザイヤー氏は、部落問題の属性を理解しようとしていないため、部落問題の解決のあり方も全く理解できていない。

部落問題の解決をもたらした客観的条件は、高度経済成長による社会構造、とくに地域社会構造の変化とそれと関連する国民意識の変化である。その中で同和对策事業の実施は格差を是正し、社会的交流を進めるなど部落問題解決への前進をもたらした。しかし、同和行政施策の実施過程で利権や暴力と結びついた逆流の動きが広がった。そして、そのような逆流との対峙のなかで、民族問題などとは異なる部落問題の属性にふさわしい解決（格差是正・差別解消・部落内外の交流）のあり方が「国民融合」論として提起され、全国部落解放運動連合会や国民融合をめざす部落問題全国会議が結成された。これらの組織は、部落住民と一般住民の部落問題の解決をめざす協力・共同や地域づくり運動の発展に寄与してきた。その結果、2002年には、部落内外の格差是正や社会的交流や通婚の進展により地域住民の意識の変化が進むなかで、同和对策事業関係の特別措置法は打ち切れ、残る問題は一般施策で対応するとされた。地区や住民を特定することができなくなるほどに国民融合が進んできているにもかかわらず、対象を特定した特別施策を続けることは、それ自体が差別を再生産し、有害な利権あしりを生み出しかねないとして憂慮されたからである。このような事情と認識から、同和对策事業関係の特別措置法の打ち切りは多くの関係者や国民に受け入れられた。こうして部落問題の解決は動かしがたい歴史の流れとなった。以上のことに照らして見れば、2016年に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」は、この流れに逆行するもので有害無益である。私たちは、今日では部落問題の最終的解決への展望が一層明確になつていると考える。

以上の認識に立つ私たちは、学術研究の民主的発展の見地から、ラムザイヤー氏の論文を掲載した当該学術誌の査読の在り方を憂慮する。そして、しかるべき体制で再審査したうえでラムザイヤー氏の論文の掲載を撤回するか、もしくは批判論文の掲載を求めるものである。